
「全国宿泊型野外活動施設」に関する実態調査

中西 純
国際武道大学

The research and considerations of the real conditions of the various stay type outdoor activities facilities of Japan

Jun NAKANISHI
International BUDO University

Abstract

The purpose of this study was investigate the real situation or condition of the type outdoor activities facilities (altogether 779facilities), especially to make clear the relationships between the condition of location and the items of their activities.

The results of this survey we could find were as follows : there were so many different kinds or types among these facilities. Also each facility had own characteristic activities according to its conditions of location.

On the other hand , we found that most of facilities had common programs, for instance, hiking, orienteering, walk rally, camp fire, outdoor cooking, nature observation, astronomical observation and simple life camping experience.

One of the important consideration of this study was that was we should promote various new programs to meet experience, and characters of the users as well as the conditions of locations.

1. はじめに

野外活動施設が果たすべき役割として、1) 青少年を大自然の中に開放し彼らに自然体験を持たせることである。2) 彼らが家庭を離れ、仲間と一緒に規律正しい集団宿泊生活を経験させ、施設での生活を送る中で協力的な活動を通じて、日常生活では求めにくい社会性を養うことである。彼らが心身ともに健全に育っていく上で、普段の家庭生活や学校生活では経験することができない体験の機会を提供する役割が野外活動施設にはある。いわば青少年教育の中心拠点であると感じる。

野外活動施設はただ単に野外活動を行うだけの施設ではなく教育機関でもありと考える。その役割としては青少年が身体活動への関心や、知識欲、

冒険心などを高めた、自発性に基づく多面的な活動を展開し、仲間をの集団活動を通じて成長発達を促すところにある。⁷⁾

施設の開設と社会的背景を述べれば、1960年代後半には地方公共団体による野外活動施設の設置が見られるようになり、1970年代に向かってそれらはさらに数を増やした。

1970年代には、「少年自然の家」が設置され、続いて「国立少年自然の家」が設置された。

1970年代前半における野外活動施設の急速な充実、社会の個性的な野外レクリエーションに対する強い志向があったようである。⁶⁾

わが国における野外活動施設の概況及び施設数は『全国青少年教育関係施設ガイド』『青少年教育

施設における事業報告書』等に記されている。しかし、これだけでは実態を把握するに至っていないのが現状である。そのため、教育効果の高い野外活動を実施するためには施設の実態を利用者の立場に立ち明らかにする必要があると考える。

そこで本研究では、「宿泊型野外活動施設」の実態を明かにすることを目的とするものである。

具体的には、

1. 施設の概況を明かにする
 2. 施設の利用概況を明かにする
 3. 施設における野外活動状況の検討を試みる
- 以上の項目について調査し、野外活動施設の実態を把握し、野外活動施設のあり方についての基礎資料を得ようとするものである。

2. 研究方法

野外活動施設に関する調査用紙を作成し、全国の野外活動施設に郵送法で送付した。なお、今回の調査対象となる野外活動施設の抽出にあたっては、「全国青少年教育関係施設ガイドー若者と子供の活動広場ー」国立オリンピック記念青少年総合センター、1991年3月発行の資料をもとに、

- 1) 宿泊型施設の抽出
- 2) 野外活動の実施可能な施設を抽出

以上の条件を満たす施設779施設を対象とした。また、利用制限等の料金については前出の資料をもとに文献・資料調査とした。

調査期間：平成3年8月～9月

回収（率）：454（57.3%）

有効回答数：433（54.7%）

3. 結果と考察

3-1. 施設の概況

3-1-1. 設置者（表3-1 設置者一覧）

野外活動施設の設置者は表3-1のように、国立、都道府県立、政令指定都市立、市・区立、町立、村立、組合立、公益法人立に分けられた。都道府県立が多く、次に市・区立となっているが、政令指定都市立も市・区立としてみると施設数164、37.9%となり、都道府県立とほぼ同じ数値になる。こ

| 設置者 | 施設数 | % |
|--------|-----|------|
| 国 | 18 | 4.2 |
| 都道府県 | 166 | 38.3 |
| 政令指定都市 | 15 | 3.5 |
| 市・区 | 149 | 34.4 |
| 町 | 40 | 9.2 |
| 村 | 9 | 2.1 |
| 組合 | 10 | 2.3 |
| 公益法人 | 26 | 6.0 |

の2つの設置者が野外活動を用いて青少年教育に力をいれていると考えられる。また、公益法人立は、戦前戦後から野外活動を推進してきた、YMCA、YWCA等の青少年教育団体が含まれる。

3-1-2. 所管（表3-2 所管）

野外活動施設を所管別にみると表3-2のようになる。

所管は、文部省、教育委員会、知事・市（区）町村部局、その他に分けられる。

教育委員会が多くなったのは、各都道府県の教育委員会と、各市町村の教育委員会の2つがあるために3/4を超えることになったものと考えられる。

| 所管 | 施設数 | % |
|-------------|-----|------|
| 文部省 | 25 | 5.8 |
| 教育委員会 | 332 | 76.7 |
| 知事・市（区）町村部局 | 58 | 13.4 |
| その他 | 18 | 4.2 |

3-1-3. 施設の立地条件ー活動プログラムからみた場合ー（表3-3 立地条件）

| 立地条件 | 施設数 | % |
|-------------|-----|------|
| 平地型 | 79 | 18.5 |
| 山岳型 | 161 | 37.5 |
| 臨海型 | 25 | 5.8 |
| 平地・山岳型 | 86 | 19.9 |
| 平地・臨海・河川湖沼型 | 29 | 6.7 |
| 山岳・臨海・河川湖沼型 | 27 | 6.2 |
| その他 | 25 | 5.8 |
| 不明 | 1 | 0.2 |

アンケートにより施設の立地条件については、平地型（陸上での活動が主なもの）、山岳型（山での

活動が主なもの)、臨海型(水際での活動が主なもの)、平地・山岳型(平地型と山岳型が組み合わさったもの)、平地・臨海・河川湖沼型(平地型と臨海型が組み合わさったもの)、山岳・河川湖沼型(山岳型と河川湖沼での活動が組み合わさったもの)、その他と分類をし得られた結果が表3-3である。

今回の調査では、山岳型が一番多く、次いで、平地・山岳型の順になった。

平地や山岳での活動が主なものについて施設数(%)とともに合計してみると326施設(75.9%)となり、全施設の3/4が活動プログラムで陸上や山での活動を主なものとしているようである。

水際での活動ができるものは、81施設(18.7%)となり全体の約1/5についてしか結果が得られなかった。その他は、総合的なもの、都市型といわれる施設が含まれている。

| 公園名 | 施設数 | % |
|----------|-----|------|
| 国立公園 | 42 | 9.7 |
| 国定公園 | 55 | 12.7 |
| 公立公園 | 91 | 21.0 |
| 公園との関係無し | 208 | 48.0 |
| 不明 | 37 | 8.5 |

次に施設と公園との関係についてみると表3-4になる。(表3-4 公園との関係)

表から分かる通り、それぞれの公園内に施設があるのは188施設(43.4%)なる。

実際の公園数とはいうと、国立公園28、国定公園54、都道府県立公園300の公園がある。(100)5)

実際の公園数と今回の結果を比べると国立、国定公園は多くなっている。これは1つの公園の中に複数の施設が建てられているからと考えられる。

国定公園とは、自然公園法によると「わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地(海中の景観地を含む。以下同じ。)であって、環境庁長官が第十条一項の規定により指定するものをいう。」といわれ、第十条一項の規定とは「国立公園は、環境庁長官が自然環境保全審議会(以下、「審議会」という。)の意見を聞き、区域を定めて指定する。」となっている。

国定公園とは「国立公園に準ずるすぐれた自然

の風景地であって、環境庁長官は第十条第二項の規定により指定するものをいう。」といわれ、第十条第二項の規定とは「国定公園は、環境庁長官が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。」となっている。

ここでいう「公立公園」とは都道府県・市町村立の公園をいい自然公園法に関係がある条文では「第二条の四 都道府県立自然公園」というのがある。

都道府県立自然公園とは「すぐれた自然の風景地であって、都道府県が第四十一条の規定により指定するものをいう。」といわれ、第四十一条の規定とは「都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる。」となっている。^{346-351) 1)} 約40%強の施設が各公園内にあることから、公園と施設の立地条件についてみると表3-5になる。(表3-5 公園と施設の立地条件)

各立地条件の型に公園が含まれており、平地型は23施設(31.1%)、山岳型は68施設(47.5%)、臨海・河川湖沼型は、16施設(69.5%)、平地・山岳型は38施設(46.5%)、平地・臨海・河川湖沼型は19施設(67.9%)、山岳・臨海・河川湖沼型は13施設(56.5%)の施設がそれぞれの公園の中に建てられているようである。

| 立地条件\公園 | 国立公園 | 国定公園 | 公立公園 | 公園との関係無し | 不明 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------|
| 平地型 | 2 (2.7) | 5 (6.8) | 16 (21.6) | 51 (68.9) | 5 - |
| 山岳型 | 23 (16.1) | 17 (11.9) | 28 (19.6) | 75 (52.4) | 18 - |
| 臨海型 | 3 (13.0) | 8 (34.8) | 5 (21.7) | 7 (30.4) | 2 - |
| 平地・山岳型 | 9 (11.3) | 11 (13.8) | 18 (22.5) | 42 (52.5) | 6 - |
| 平地・臨海・河川湖沼型 | 1 (3.6) | 7 (25.0) | 11 (39.3) | 9 (32.1) | 1 - |
| 山岳・臨海・河川湖沼型 | 3 (13.0) | 6 (26.1) | 4 (17.4) | 10 (43.5) | 4 - |
| その他 | 1 (4.2) | 9 (42) | 9 (37.5) | 13 (54.5) | 1 - |
| 不明 | - | - | - | 1 (100.0) | - |

3-1-4. 規模 (表3-6 建物面積)

建物面積は、本館やロッジ等の面積のことであり、本館・ロッジの2つの施設があるような複合施設の場合は両方の建物面積を含んでいる。

施設の平均面積は3584.1m²で、この平均面積より小さい施設は303施設(70.0%)、約7割の施設が

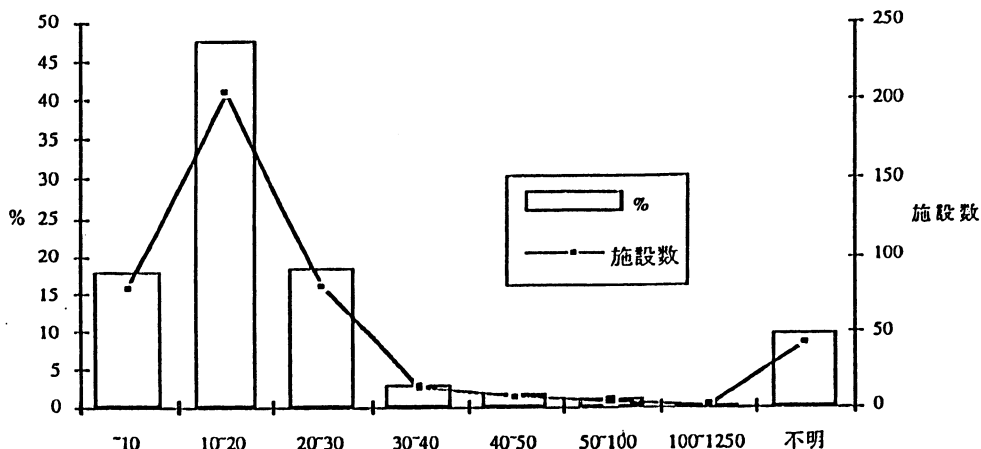


図 3-1 1人当たりの建物面積 (m²)

| 建物延面積(m ²) | 施設数 | % |
|------------------------|-----|------|
| ~500未満 | 48 | 11.1 |
| 500~1000未満 | 67 | 15.5 |
| 1000~2000未満 | 78 | 18.0 |
| 2000~3000未満 | 69 | 15.9 |
| 3000~4000未満 | 64 | 14.8 |
| 4000~5000未満 | 28 | 6.5 |
| 5000~10000未満 | 47 | 10.9 |
| 10000~15000未満 | 21 | 4.9 |
| 15000~240000未満 | 2 | 0.5 |
| 不明 | 5 | 1.2 |

Max: 235508 (m²)

Min: 10 (m²)

平均: 3584. 1 (m²)

平均面積よりも小さい面積を持つという結果になった。

「青年の家の1施設当たりの建物延面積は、国立11、818 m²、都道府県立2、611 m²、指定都市3、195 m²である。少年自然の家の1施設当たりの建物面積は、国立11、372 m²、都道府県立3、647 m²、指定都市3、219 m²である。その他の青少年教育施設の1施設当たりの建物面積は、都道府県立2、969 m²、指定都市立1、314 m²である。」^{2) 3)} ということが1つの目安になるであろう。

一人当たりの建物面積 (図3-1 1人当たりの建物延面積) は、明確な基準がなくどれだけの広さがあれば良いというのはない。平均建物面積は31、68 m²となった。しかし、「宿泊室の構造は

8~12人収容の2段ベッド形式が一般的で、その規模は1人当たり面積2平方メートルが最小限であり、コミュニケーション・スペースを積極的に設けたものでは3~4平方メートルである。」⁵¹⁾ 6) 「固定キャンプ施設にあっては、寝室部分の建物は1人当たり40平方フィート(注)の空間が確保され。」^{18) 4)} (注 40平方フィート=約12m²) (注は筆者)

とあるように、寝室部分で約12m²であるため、その他の食堂や体育館といった建物がはいつてくると当然、1人当たりの建物延面積が大きくなる。

| 敷地面積 (m ²) | 施設数 | % |
|------------------------|-----|------|
| 50~1000未満 | 8 | 1.9 |
| 1000~5000未満 | 61 | 14.1 |
| 5000~10000未満 | 52 | 12.0 |
| 10000~20000未満 | 64 | 14.8 |
| 20000~30000未満 | 37 | 8.6 |
| 30000~40000未満 | 29 | 6.7 |
| 40000~50000未満 | 20 | 4.6 |
| 50000~100000未満 | 54 | 12.5 |
| 100000~200000未満 | 40 | 9.2 |
| 200000~300000未満 | 29 | 6.7 |
| 300000~400000未満 | 13 | 3.0 |
| 400000~500000未満 | 4 | 0.9 |
| 500000~5000000未満 | 19 | 4.4 |
| 不明 | 3 | 0.7 |

Max: 4200000 (m²)

Min: 50 (m²)

平均: 110766. 6 (m²)

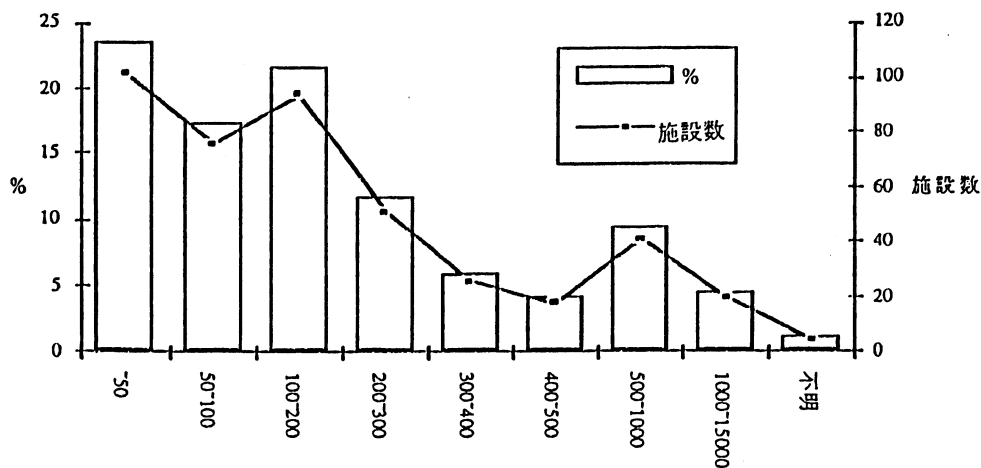


図3-2 1人当たりの敷地面積 (m²)

| 本館 | 施設数 | % | ロッジ | 施設数 | % | キャンプ場 | 施設数 | % |
|-------|-----|------|-------|-----|------|---------|-----|------|
| 100未満 | 101 | 23.3 | 50未満 | 18 | 4.2 | 100未満 | 44 | 10.2 |
| 200未満 | 81 | 18.7 | 100未満 | 16 | 3.7 | 200未満 | 97 | 22.4 |
| 300未満 | 118 | 27.3 | 200未満 | 23 | 5.3 | 300未満 | 78 | 18.0 |
| 400未満 | 35 | 8.1 | 300未満 | 9 | 2.1 | 400未満 | 26 | 6.0 |
| 500未満 | 27 | 6.2 | 450未満 | 1 | 0.2 | 500未満 | 6 | 1.4 |
| 600未満 | 5 | 1.2 | ロッジ無し | 366 | 84.5 | 1000未満 | 15 | 3.5 |
| 本館無し | 66 | 15.2 | | | | 3000未満 | 1 | 0.2 |
| | | | | | | キャンプ場無し | 166 | 38.3 |

Max: 548人

Min: 20人

平均収容人員: 181.4人

Max: 450人

Min: 10人

平均収容人員: 103.3人

Max: 3000人

Min: 15人

平均収容人員: 202.9人

この図からも10~30 m²が多いためこのあたりが一般的なところと考えられる。

敷地面積は、借地を含め利用者が活動できる面積のことをいい、いわば利用者の活動範囲ということになる。

この敷地面積(表3-7 敷地面積)も建物延面積同様に明確な基準がないようで、「青年の家の1施設当たりの敷地面積は、国立214,171 m²、都道府県立47,970 m²、指定都市立202,666 m²である。少年自然の家の1施設当たりの敷地面積は、国立493,677 m²、都道府県立95,474 m²、指定都市立94,572 m²、である。その他の青少年教育施設の1施設当たりの敷地面積は、都道府県立110,746 m²、指定都市立212,286 m²である。」^{1) 8)}

ということが1つの目安となるであろう。

1人当たりの敷地面積(図3-2)については、「キャンプ場の総面積はキャンパー1人当たり200平方メートル以上の広さを有すること。」^{20) 9)}としており、また、「利用者当たりの面積は3,000平方メートル以上が理想とされている。試みに現状の平均的な数字をあげてみると、利用者1人当たり面積は小規模な施設で300~600平方メートル、大規模な施設で1,500~5,000平方メートルである。ちなみに公立少年自然の家では平均約400平方メートルであり、国立少年自然の家では2,500平方メートル」^{18) 10)}が一つの目安となろう。

図3-2から、50 m²未満から300 m²未満で323施設(74.6%)で約3/4の施設が含まれる。

平均敷地面積／収容人員は324.5 m²となり、この数値以下の施設は330施設（76.2%）となった。

本館の収容人員（表3-8 本館・ロッジ・キャンプ場の収容人員）

収容人員が300人未満の施設が300施設（69.3%）で約2/3強の施設が含まれる。平均収容人員以下の施設は175施設（40.4%）となった。本館の収容人員も小規模の施設から大規模な施設と様々な施設があることがわかる。

ロッジとはキャビンやバンガロー等の小屋のことをいい、ここではまとめてロッジと呼ぶことにする。

ロッジを持っている施設は67施設あり、収容人員は10人から450人まで様々な規模の小屋が建てられているわけである。200人未満が収容できるロッジが57施設、13.2%（85.1%）。{（ ）内の数字は総ロッジ数67で割り%を示したもの}。総ロッジ数の8割強が含まれていることになる。

キャンプ場がある施設は267施設（61.7%）となり、収容人員も300人未満が219施設（50.6%）全体の約半分を占め、平均収容人員以下のキャンプ場は198施設（45.7%）となった。

3-1-5. 野外活動施設の形態（表3-9 野外活動施設の形態）

| 施設の形態 | 施設数 | % |
|---------|-----|------|
| 集合型 | 277 | 64.0 |
| 分散型 | 66 | 15.2 |
| 集合分散併用型 | 54 | 12.5 |
| その他 | 30 | 6.9 |
| 不明 | 6 | 1.4 |

野外活動施設の建物は宿泊（宿泊室、洗面所など）、生活（食堂、浴室など）、活動（集会室、体育室など）、管理の4つの部門からなりたっており、その構成には、宿泊部門のとり方によって、およそ3つの型がある。

1) .集合型

4つの部門を1つにまとめたもの。

最も一般的で、初心者にとっても理解しやすく、管理も容易な型であるが、全体をコンパクト

トにまとめすぎてしまうと、自然と隔絶された戸外に出にくい建物になりやすい。

2) .分散型

宿泊部門をロッジとして分散して、他の部門から切り離れたもの。

自然とのふれあいをより深め、子ども達に自主的な行動や、協力する機会を与えることができるという意味で優れている。この型の欠点は、指導者に恵まれないと初心者の利用が難しいこと、また、寒冷地や多雪地方では冬期の利用と保守管理がたいへんであることがあげられる。

3) .集合分散併用型

宿泊部門の一部を他の3部門とともにまとめて本館とし、一部をロッジとして分散させたもので、集合型と分散型を組み合わせ、その欠点を補ったのが集合分散併用型である。

4) .その他

その他には、キャンプ場のみ・キャンプ場と管理棟のみ・集合型と集合分散併用型の組み合わせのもの・総合的なもの等が含まれている。¹¹⁾

表3-5より、集合型が多く次いで分散型、集合分散併用型の順になっている。どの型が一番良いということは、なかなかいえるものではなく、施設がある地形、立地条件等様々な条件の中によって、型が決められていると考えられる。

| 運営形態 | 施設数 | % |
|------|-----|------|
| 直接運営 | 336 | 77.6 |
| 委託運営 | 97 | 22.4 |

3-1-6. 運営形態（表3-10 運営形態）

直接運営とは設置者が直接運営をしている施設で、委託運営は財団法人等に運営を委託している施設をいい、それぞれ、336施設（77.6%）、97施設（22.4%）となった。

3-2. 施設の管理及び指導体制

3-2-1. 職員の構成及び人数（図3-3 職員の人

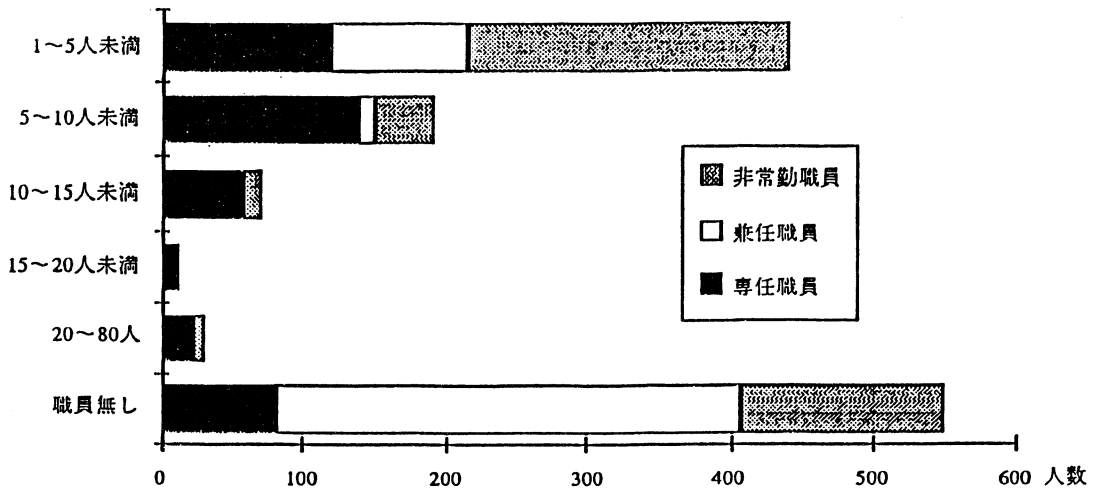


図 3-3 職員の人数構成

数構成)

職員は専任職員、兼任職員、非常勤・パートの職員から構成され、それぞれの人数は図3-3の通りである。

専任職員は常勤の職員のことで1人から10人未満の施設が260施設 (60.1%) を占める。表3-11より平均専任職員数以下の施設は295施設 (68.1%)、〔専任職員無しを含む〕になる。〔専任職員無し〕を除くと214施設 (49.4%) となった。(表 3-11 各職員の最大・最小・平均人数)

兼任職員は全体に少なく、職員がいる施設は107施設 (24.7%) で約1/4にあたり、兼任職員は教育委員会等に勤めるなどしており、施設が忙しいときだけ手伝いにくる職員ではないかと考えられる。5人未満の施設は94施設 (21.7%) で兼任職員がいる施設では多い結果となった。

非常勤・パートの職員がいる施設は291施設 (67.2%) になり、5人未満の施設が52.0%で約半分強を占めるが、非常勤・パートに頼らない施設も32.8%、約1/3の施設があることも目を引くことでもある。非常勤・パートの平均職員数以下の施設は166施設 (38.3%) となった。

| | 専任職員(人) | 兼任職員(人) | 非常勤職員(人) |
|--------|---------|---------|----------|
| 最大人数 | 52 | 11 | 80 |
| 最少数 | 0 | 0 | 0 |
| 平均職員人数 | 7.8 | 0.5 | 2.7 |

3-2-2. 指導体制

施設の職員が全て指導に当たると仮定し、総職員 (専任職員と兼任職員と非常勤・パートの職員を全て加えたもの) と専任職員について1人の職員が指導に当る指導担当数をみると、図3-4、図3-5のようになる。(図3-4 総職員の指導担当数)

(図3-5 専任職員の指導担当数)

総職員1人当たりの最大指導担当数は588人、平均が52.2人であり、平均人数以下の施設は307施設 (70.9%) を占めているが、平均人数以上の施設、特に1人で100人以上の指導をしなくてはならない施設が57施設 (13.2%) あることも忘れてはならないことである。

次に兼任職員、非常勤・パートの職員を除いた、専任職員の場合をみると、専任職員1人当たりの最大指導担当数は1500人、平均72.6人であり、平均人数以下の施設は332施設 (76.7%)、(57.5%・249施設・専任職員無しと不明を除いた場合) となった。ここでも平均人数以上の施設は101施設 (23.3%) (184施設42.5%・専任職員無しと不明を除いた場合) あった。実際に専任職員の全てが指導に当るわけではなく (指導系職員、事務系職員等に分かれるため)、指導系の職員だけに限ると1人当たりの指導担当数が増加すると考えられる。

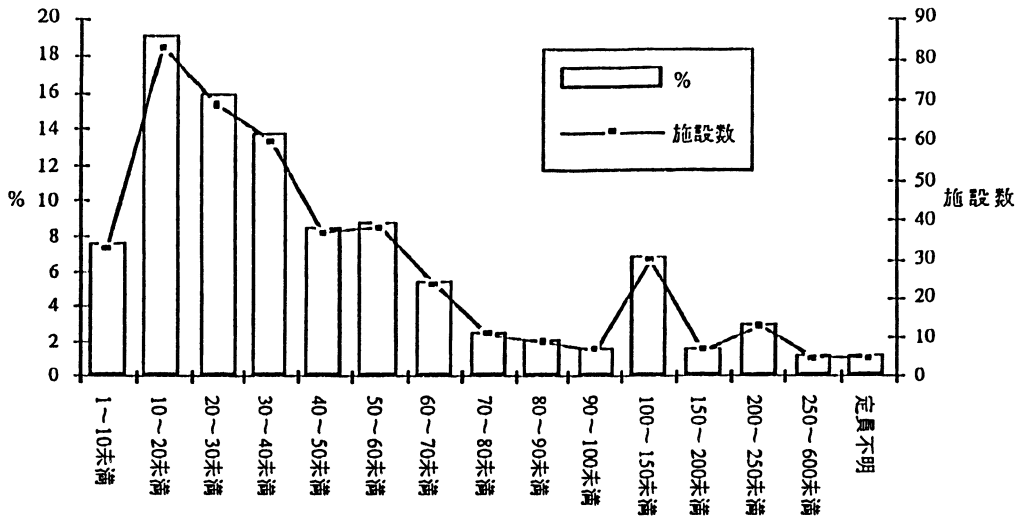


図 3-4 総職員の指導担当数

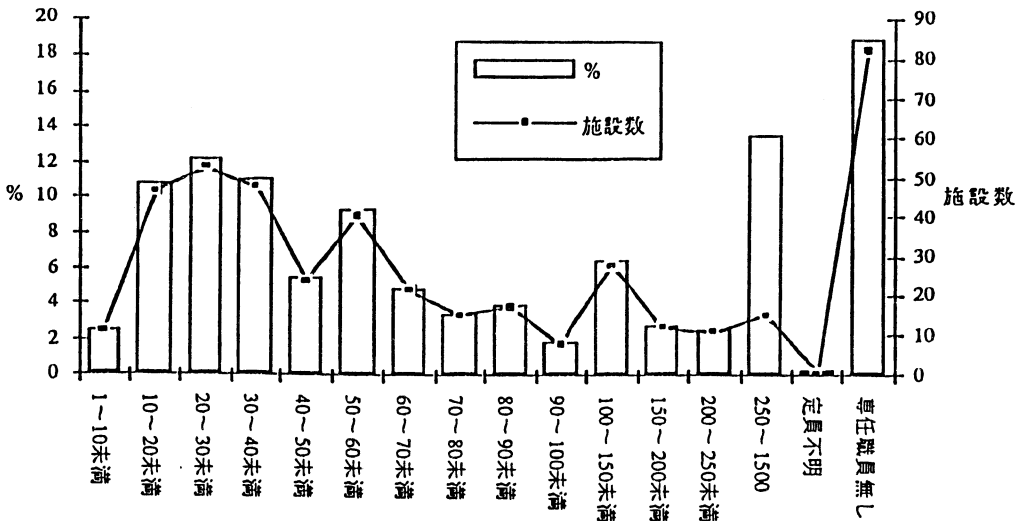


図 3-5 専任職員の指導担当数

また職員数の1つの目安として、青年の家は、国立の常勤職員は1施設当り30.3人で、そのうち、指導系職員は13.2人。

都道府県立の常勤職員は1施設当り7.6人で、そのうち、指導系職員は3.5人。

指定都市立の常勤職員は1施設当り7.0人で、そのうち、指導系職員は2.3人。

少年自然の家の場合は、国立の常勤職員は1施設当り19.3人で、そのうち、指導系職員は10.1人。

都道府県立の常勤職員は1施設当り8.7人で、そのうち、指導系職員は3.9人。

指定都市立の常勤職員は1施設当り7.8人で、そのうち、指導系職員は3.7人。

その他の青少年教育施設は、都道府県立の常勤職員は1施設当り9.1人で、そのうち、指導系職員は4.0人。

指定都市立の常勤職員は1施設当り6.5人で、そのうち、指導系職員は2.5人。^{2) 12)}

青年の家、少年自然の家、その他の青少年教育施設は、国立→都道府県立→指定都市立という順に職員が少なくなっていく。これは、設置者・施設の規模等で職員の数が変わるのではないかと考えられる。

| | 施設数 | % |
|----|-----|------|
| 有り | 349 | 80.6 |
| 無し | 84 | 19.4 |

| | 施設数 | % |
|----|-----|------|
| 有り | 309 | 71.4 |
| 無し | 124 | 28.6 |

3-2-3. 利用者の活動プログラム作成への助言・協力の有無 (表3-12 助言・協力の有無)

活動プログラム作成への助言・協力が有る施設は8割を超えており、利用者にとって施設を利用するにあたり指導者からのアドバイスが受けられることになり、助言・協力がないと野外活動の楽しさも半減してしまうことが考えられるが、利用者の自主性を尊重するのであればない方がよい場合もあろう。そのあたりは、指導者の判断によるところが大きいと考えられる。

3-2-4. 利用者の活動への指導の有無 (表 3-13 指導の有無)

実際、野外活動の指導にあたる施設は全体の7割で、プログラムの作成時にはアドバイスがあるが、活動は利用者に任せる施設もあるようで、指導がない施設が3割弱あるということは利用者が各自でプログラムを展開することと考えられる。

3-2-5. 施設が主催する事業、またはイベントの有無 (表 3-14 施設が主催する事業、またはイベントの有無)

施設が主催する事業、またはイベントがある施設は323施設 (74.6%) で、ない施設は110施設 (25.4%) となった。それぞれの内容については表3-14の通りである。

「指導者の研究に関するもの」が一番多いのは、指導者の確保・養成に力をいれていることと考えられ、また、「親子活動に関するもの」も半数を超えており、自然環境の中で野外活動が行われれば日常生活以上に親子の絆が深まるのであろう。

| 内容 | 施設数 | % |
|-------------------|-----|------|
| 指導者の研修に関するもの | 234 | 54.0 |
| 団体生活の助長に関するもの | 151 | 34.9 |
| 親子活動に関するもの | 224 | 51.7 |
| 冒険や鍛錬に関するもの | 137 | 31.6 |
| 自然観察・自然学習に関するもの | 215 | 49.7 |
| 文化の伝承に関するもの | 103 | 23.8 |
| 芸術文化に関するもの | 29 | 6.7 |
| 体育・レクリエーションに関するもの | 159 | 36.7 |
| 国際交流・国際理解に関するもの | 60 | 13.9 |
| その他 | 38 | 8.8 |

主催事業やイベントが開催される施設が323施設あるということは、その施設ではそれぞれの内容にあった指導員が存在、もしくは確保できているということになるだろう。

3-2-6. 指導系職員の環境保全の意識について

地球的な規模で環境保全が叫ばれているこの頃、施設で野外活動の指導に当たっている職員の方々は、環境保全についてどのように考えておられるか、また、実施されているか聞いてみた。(記載は調査用紙に書かれた原文のまま)

○ゴミ

・廃棄物は、再利用及び自家処理し、利用者によりゴミの分類をしてもらう。

・野外炊飯の残飯、キャンプファイヤーの薪等の処理の指導、汚水、汚物処理設備が整備されていること。

○指導・活動の中で

・野外活動と環境保全とが調和のとれた形で行うべき。

・野外での活動が主であり、活動で環境保全のための最大限の注意と方策をとる。

・魅力的な自然があってこそ、魅力的な野外活動が可能である。したがって、できるだけ自然のまま利用したい。そのためには

- a. 自然に、むやみに手を加えない。
- b. 人工物やちり等を置き去りにしない。
- c. 自然のものを持ち帰らない。

等は指導者・利用者により十分徹底させることが大切。

・安易に自然を開発せず、利用者が安全に活動

できるような、自然を生かした施設造りや野外活動を考える必要がある。

・自然を知り、自然を大切に、青少年の育成が急務と考えており、自然のバランスを崩すような行政の反省と、青少年に自然を生かす教材及びありがたさを教え自然に対してローインパクトを野外活動の中で考えていくことができれば野外活動と環境保全の両立も可能である。

・野外活動体験を通じて青少年に環境保全の大切さを認識させる。

○環境保全と開発の両立

・野外活動である程度自然を壊すこともあるが、最小限にとどめる。

・環境や自然回復の範囲内なら活動は実施してもよい。

○利用者

・利用者・観光客に荒される。

・環境保全と同時に人間のマナー、モラルの向上も必要であり、関係施設とタイアップしてトータルに考える必要がある。

・最終的には各個人の心に委ねるしかないのでは。

○環境教育として

・環境保全は環境教育として独立した分野として取り上げる。

・環境教育も野外活動に含まれ、自然とどう人間が関わって行くかという原点に戻ることが環境保全の考え方。

○施設

・施設はもっと積極的に自然を直接目的とするプログラムを持ち、環境教育、ネイチャーゲーム等をどんどん取り入れ、実態を知らし、地球的規模で環境を考えていく必要がある。

・地球的規模で環境汚染が進みつつある現在、環境保全は世界的課題であり、そのための環境教育は課題解決の根本と為すものである。しかし、日本の学校教育の通常における指導では、環境教育の成果を期待することが難しい。そこで、野外活動施設は環境教育のための設備・指導・資料を整備し、野外活動を通して、環境保全についての

関心と理解を深める指導・マニュアルを確立することが大切。環境教育の第一歩は、自然に親しみ、理解することから始まる。

・現在のままで野外活動が進めば野外活動という名を借りて環境破壊が行われていくであろう。十分な指導と準備がないままに野外活動は進められない。そのためにもそのような機能を果たすものとして、野外活動の施設が重要である。

○指導者・職員

・指導に当るものは、野外活動のあり方について、学生時代に学ぶ必要があり、現在の教職課程を持っている大学で、野外活動の研究室を持っている大学が少ないのは、この道の発展を阻害している。教育課程の中に位置付けられた野外活動を指導できる指導者不足からくる問題もあるのではないか。

・環境保全については職員の手でやれるものと外部発注しなければならないものもある。

・指導者が小人数の場合には、疲労が重なり、肉体的に環境の整備を指導するにも限界があるので、その結果、雑になりがちになる小グループで清潔にしながら行事の後始末ができる指導者（サブリーダー）を必要とする。

○地域的に

・豊かな活動のためには、施設ばかりでなくそれを囲む地域の環境が重要、そのためにも長期滞在型の活動で、地域の自然にじっくりひたることが望まれる。狭い範囲で活動を行うと返って自然を破壊することになりはしないか。

○学校で

・学校教育の中でも考えるべき。

○日常生活の中で

・野外活動のうえで重要な点ではあるが、副次的・補助的なものである環境保全については野外活動に限らないトータルな日常生活の中で考えなくてはならない。

○野外活動の見直し

・いわゆるパターン化した野外活動を見直すべき。OL や WR が自然学習だとはいえない。自然を共有する人間としての基本的な考え方を育てる

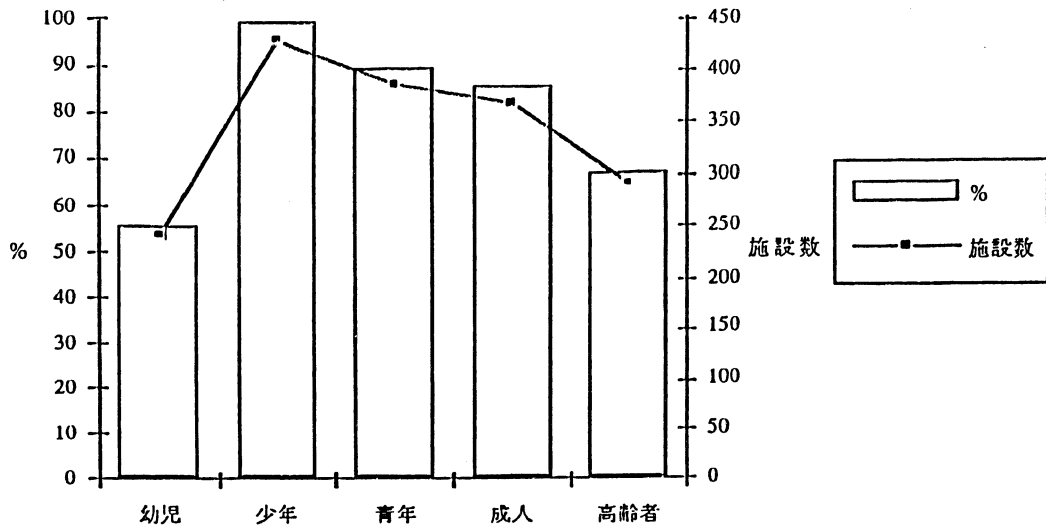


図 3-6 利用対象者

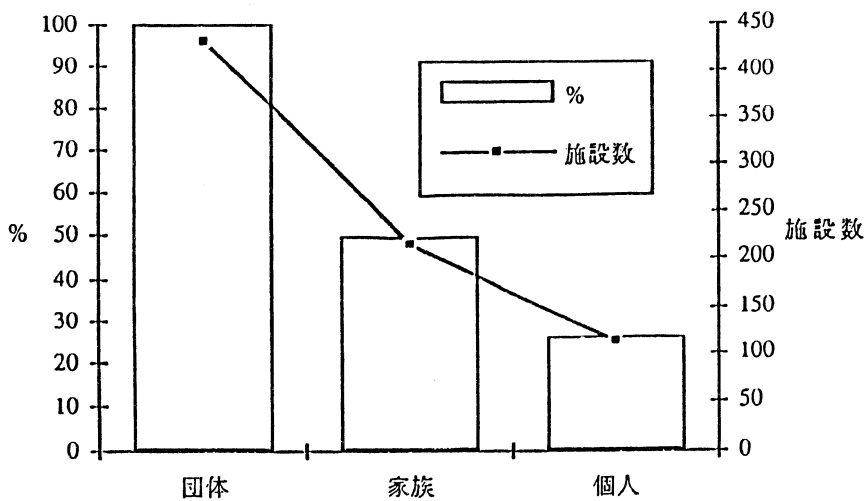


図 3-7 利用団体

ことが環境保全を進めるベースである。

- ・ 野外活動の利用人数の拡大をすると、自然破壊後の回復がなされない。

- ・ 環境教育が強く叫ばれている今日、野外活動本来の姿を取り戻す必要がある。レジャーでの野外活動でも基本は変わらないと思う。環境を守ってこそその野外活動である。

○ 子供の発達

- ・ 子ども達の健全な心身の発達には、野外活動（自然体験）抜きに考えられない。今の子ども達は、概念的な自然知識は豊富だが、直接的な自然体験が欠如している。その要因は経済発展を優先する自然環境破壊であり、親の子育てに自然を取り込んだ教育が欠如している点である。子ども達の教育環境を守るという観点から、今後は自然の家等の公共施設の環境保全については、法的規則

が教務であると思う。

○基本的に

・基本的に人を大切に作る・生命を大切に作る
 ということが、環境保全につながる。

・野外活動の基本は、自然と人間の調和であり、
 自然環境の保全は必要不可欠のものである。

○問題なし

・都市型の施設については、あまり関係しない。
 ・林野庁営林署の管轄区域内にあるため、環境
 保全には格別の問題はない。

以上のように様々な意見があり、それぞれの
 施設、方法で環境には十分気を使い、野外活動を
 展開している。

3-3. 利用制限等

3-3-1. 利用対象者（複数回答）n = 433（図 3-6
 利用対象者）

図3-6は利用対象者の割合を示したもので、
 幼児であれば242施設（55.9%）が利用できるとい
 うことになっている。逆にいうと、幼児が利用で
 きない施設は、191施設（44.1%）、少年が利用で
 きない施設は、3施設（0.7%）、青年が利用でき
 ない施設は、46施設（10.6%）、成人が利用でき
 ない施設は、63施設（14.5%）、高齢者が利用でき
 ない施設は、142施設（32.8%）、それぞれあるとい
 うことになる。また、幼児から高齢者まで利用で
 きる施設は55.9%となった。

3-3-2. 利用団体の受け入れ（複数回答）n = 433
 （図 3-7 利用団体）

利用団体を、団体・家族・個人と分け、施設
 の受入についてみると図3-7のようになり、団体は
 全ての施設が受入可能であった。家族・個人はそ
 れぞれ、215施設（49.7%）、112施設（25.9%）の

施設が受入可能としている。この3つの項目がすべ
 て受け入れられる施設は112施設あった。

3-3-3. 受入制限（複数回答）n = 433（図 3-8
 受入制限）

受入制限の有無は、ある施設は図3-8のよう
 になり、無い施設が242施設（55.9%）となった。
 住所や勤務先所在地による受入制限があるのは、6
 0施設（13.9%）、外国人の受入制限がある施設は、
 3施設（0.7%）、学校のみしか受け入れない施設が、
 23施設（5.3%）、その他が136施設（31.4%）とい
 う結果になった。

3-3-4. アルコールの制限 n = 433（図 3-9 アル
 コール制限）

アルコール飲料の制限は、認めているが54施設
 （12.5%）、条件付で認めているが100施設（23.1
 %）、認めていないが275施設（63.5%）となった。

認めていないという施設が半数を超えているこ
 については、利用者が青少年であれば当然のこと
 であるが、成人から高齢者でアルコール飲料を
 飲む利用者にとってはなかなか厳しいものがある
 と考えられる。

3-3-5. 利用期間の限定 n = 72（表 3-15 利用期
 間の限定）

利用期間の限定は、開設期間が通年でない施設
 72施設について、開設期間を多い順にまとめたの
 がこの表3-15である。

この期間を春（3月～5月）、夏（6月～8月）、秋
 （9月～11月）、冬（12月～2月）²⁾とし、それぞ
 れ、開設している期間を春から秋型、春から冬型、
 夏型、夏から秋型と分けてみると図3-10になる。（図
 3-10 期間限定）

表3-15 利用期間の限定

| 期間 | 施設数 | % | 期間 | 施設数 | % | 期間 | 施設数 | % |
|--------|-----|------|--------|-----|-----|--------|-----|-----|
| 4月～11月 | 24 | 33.3 | 3月～12月 | 3 | 4.2 | 6月～10月 | 1 | 1.4 |
| 5月～10月 | 14 | 19.4 | 5月～11月 | 3 | 4.2 | 4月～12月 | 1 | 1.4 |
| 4月～10月 | 6 | 8.3 | 7月～9月 | 2 | 2.8 | 7月～10月 | 1 | 1.4 |
| 7月～8月 | 6 | 8.3 | 6月～8月 | 2 | 2.8 | 3月～9月 | 1 | 1.4 |
| 3月～11月 | 5 | 6.9 | 6月～9月 | 2 | 2.8 | 4月～9月 | 1 | 1.4 |

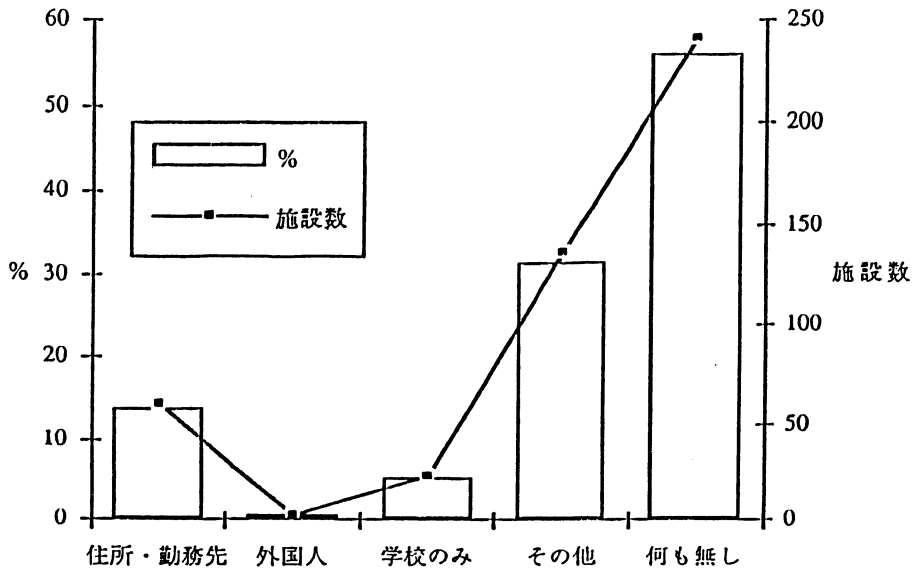


図 3-8 受入制限

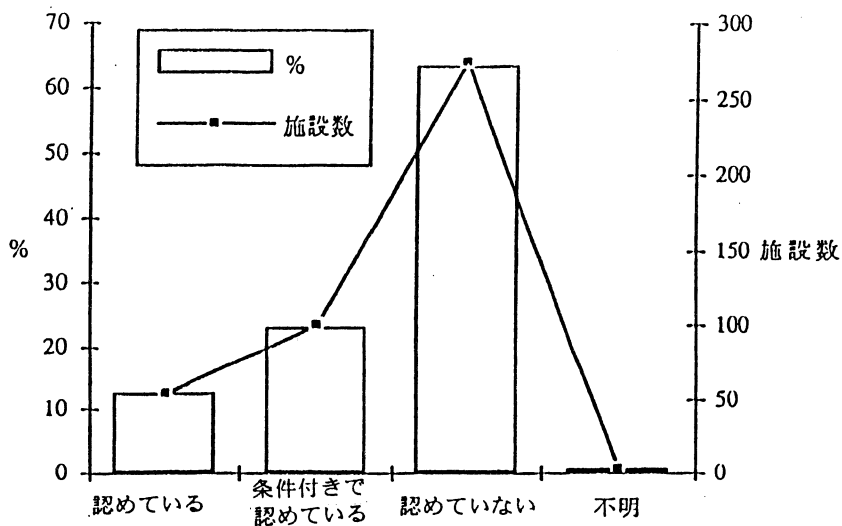


図 3-9 アルコールの制限

春から秋型が54施設（75.0%）で一番多く、ついで夏型8施設（11.1%）、夏から秋型6施設・8.3%、春から冬型が一番少なく4施設・5.6%となっている。

施設の規模や地域によって開設期間が限定されているようで、オフシーズンにいかん施設を利用

するかが今後の問題点であろう。

3-3-6. 料金等

3-3-6-1. 宿泊費 (表 3-16 宿泊費 [1泊分])

宿泊費で金額の幅がでたのは、(何円から何円) といった料金の幅の設定がされているため

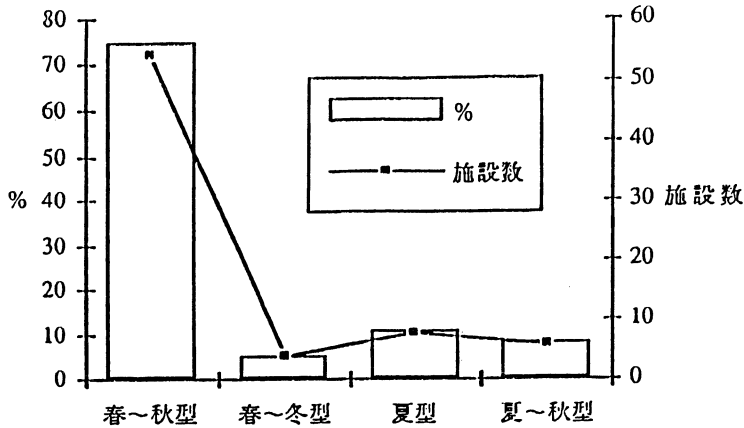


図 3-10 期間限定

| 最低宿泊料金(円) | 施設数 | % | 最高宿泊料金(円) | 施設数 | % |
|------------|-----|-------|-------------|-----|------|
| 無料～200未満 | 101 | 34.4 | 20～250未満 | 19 | 7.1 |
| 200～400未満 | 87 | 29.6 | 250～500未満 | 40 | 14.9 |
| 400～600未満 | 38 | 12.93 | 500～750未満 | 71 | 26.5 |
| 600～800未満 | 20 | 6.1 | 750～1000未満 | 31 | 11.6 |
| 800～1000未満 | 9 | 3.1 | 1000～1500未満 | 53 | 19.8 |
| 1000～5000 | 41 | 14.0 | 1500～2000未満 | 13 | 4.9 |
| | | | 2000～5000未満 | 35 | 13.1 |
| | | | 5000～12000 | 6 | 2.2 |
| 平均 495.4 | | | 平均 1153.24 | | |
| n=294 | | | n=268 | | |

| 朝食(円) | 施設数 | % | 昼食(円) | 施設数 | % | 夕食(円) | 施設数 | % | 合計(円) | 施設数 | % |
|-----------|-----|------|-----------|-----|------|------------|-----|------|-------------|-----|------|
| 115～200未満 | 1 | 0.5 | 220～300未満 | 10 | 5.2 | 275～400未満 | 11 | 5.6 | 665～800未満 | 2 | 0.8 |
| 200～300未満 | 29 | 14.8 | 300～400未満 | 47 | 24.4 | 400～500未満 | 45 | 23 | 800～1000未満 | 26 | 10.2 |
| 300～400未満 | 111 | 56.6 | 400～500未満 | 107 | 55.4 | 500～600未満 | 66 | 33.7 | 1000～1500未満 | 115 | 60.8 |
| 400～500未満 | 40 | 20.4 | 500～800未満 | 29 | 15 | 600～700未満 | 49 | 25 | 1500～2000未満 | 29 | 11.4 |
| 500～800 | 15 | 7.7 | | | | 700～800未満 | 10 | 5.1 | 2000～3500未満 | 13 | 5.1 |
| | | | | | | 800～2300未満 | 15 | 7.7 | | | |
| 平均 351.3 | | | 平均 423.2 | | | 平均 590.4 | | | 平均 1350.2 | | |
| n=196 | | | n=193 | | | n=196 | | | n=225 | | |

あり、n数の幅は、均一料金からくるものである。

宿泊費の安い施設は無料から400円未満が188施設 (63.94%) で約半分強を占めている。宿泊費の高い施設は、20円から750円未満が130施設 (48.51%) で約半分弱となる。中には12,000円もかかる

ところもあるが、これは、「1泊2日2食付」の金額ではないかと推察される。比較的、利用者が利用しやすいように低料金に設定していると考えられる。

3-3-6-2. 食事料金 (表 3-17 食事料金)

食事料金についても安い施設から、高い施設まで様々である。一番安い料金で3食、食べた場合613円となり、一番高い料金で3食、食べた場合3,900円となり一番安い料金の6倍強の値段、3食合計の平均料金の3倍弱に相当する。

どの施設でも栄養のバランスを考えて食事を作っていると推察される。

3-3-6-3. シーツ等洗濯費 (表 3-18 シーツ等洗濯費)

シーツ等洗濯費は、寝具類に係わる費用で200円未満が103施設 (81.8%) で4/5を占め、一番多くなっている。高い施設では600円徴収するところがある。

| 料金(円) | 施設数 | % |
|-----------|-----|------|
| 50~100未満 | 8 | 6.4 |
| 100~150未満 | 48 | 38.1 |
| 150~200未満 | 47 | 37.3 |
| 200~250未満 | 16 | 12.7 |
| 250~300未満 | 3 | 2.4 |
| 300~600 | 4 | 3.2 |
| 平均 154.3 | | |
| n=126 | | |

3-3-6-4. 施設・設備使用料 (表 3-19 施設・設備使用料)

3-3-6-1. 宿泊費のところでも述べたが、料金の高低がでたのは (何円から何円) という料金の設定がなされているためである。安く利用できる

所は無料から200円未満で半分を占めているが、一番高い施設は8,000円で施設・設備を使用すると徴収される。

最高使用料金では1,000円未満のところでは43施設 (55.8%) で半分強を占めるが、一番高いところでは55,000円が使用料として徴収される。これは会議やイベント類、体育館・スタジアム等を使用するのに徴収されると推察される。

3-4. 施設の設備

3-4-1. 活動設備 (表 3-20 各活動が行える施設)

それぞれ施設で行える活動は高い数値を示している。これはそれぞれの活動が実施できる設備・道具・場所等があるといえる。

野外活動は、野外活動施設と銘打っているだけあってほとんどの施設で野外活動が行えるようである。

文化的活動、体育・スポーツ的活動は、それぞれ394施設 (90.1%)、349施設 (80.8%) の施設が活動可能な種目があるということになる。

活動可能な種目については、表 3-21の通りである。

文化的活動の活動種目は「活動が可能な設備・道具がある」ということを示しており、50%以上のところをみると、合唱62.5%、吹奏楽55.2%、工作65.8%。講義69.7%となっている。その他の中には、プラネタリウム、写真、詩吟、座禅等が含まれている。

| 最低使用料(円) | 施設数 | % | 最高使用料(円) | 施設数 | % |
|-----------|-----|------|--------------|-----|------|
| 無料~200未満 | 51 | 51.5 | 50~250未満 | 20 | 26.0 |
| 200~400未満 | 28 | 28.3 | 250~500未満 | 13 | 16.9 |
| 400~600未満 | 6 | 6.1 | 500~1000未満 | 10 | 13.0 |
| 600~800未満 | 3 | 3.0 | 1000~3000未満 | 19 | 24.7 |
| 800~8000 | 1 | 1.1 | 3000~5000未満 | 3 | 3.9 |
| 平均 419.7 | | | 5000~10000未満 | 8 | 10.4 |
| | | | 10000~55000 | 4 | 5.2 |
| | | | 平均 2950.2 | | |
| n=99 | | | n=77 | | |

| 文化活動 | 施設数 | % | 体育・スポーツ的活動 | 施設数 | % | 野外活動 | 施設数 | % |
|--------|-----|------|------------|-----|------|-------------|-----|------|
| 合唱 | 271 | 62.5 | 陸上 | 103 | 23.8 | スキー | 103 | 23.8 |
| 吹奏楽 | 239 | 55.2 | バレーボール | 225 | 52.0 | スケート | 29 | 6.7 |
| オーケストラ | 66 | 15.2 | バスケットボール | 178 | 41.1 | 遠泳 | 21 | 4.8 |
| ロック | 33 | 7.6 | バドミントン | 232 | 53.6 | カッター | 24 | 5.5 |
| ジャズ | 29 | 6.7 | 卓球 | 264 | 61.0 | カヌー | 37 | 8.5 |
| AV | 44 | 10.2 | ハンドボール | 42 | 9.7 | カヤック | 5 | 1.2 |
| パソコン | 27 | 6.2 | 野球 | 115 | 26.6 | ヨット | 15 | 3.5 |
| 科学実験 | 18 | 4.2 | ソフトボール | 163 | 37.2 | サーフィン | 7 | 1.6 |
| 工作 | 285 | 65.8 | ゲートボール | 120 | 27.7 | ウィンドサーフィン | 10 | 2.3 |
| 工芸 | 169 | 39.0 | ラグビー | 53 | 12.2 | 登山 | 201 | 46.4 |
| 陶芸 | 94 | 21.7 | サッカー | 126 | 29.1 | ハイキング | 329 | 76.0 |
| 調理 | 128 | 29.6 | ゴルフ | 44 | 10.2 | オリエンテーリング | 333 | 76.9 |
| 演劇 | 141 | 32.6 | ローラースケート | 19 | 4.4 | ウォークラリー | 312 | 72.1 |
| ダンス | 196 | 45.3 | 水泳 | 82 | 18.9 | フィールドアスレチック | 131 | 30.3 |
| 舞踊 | 100 | 23.1 | アーチェリー | 23 | 5.3 | サイクリング | 125 | 28.9 |
| 民芸芸能 | 88 | 20.3 | 和弓 | 12 | 2.8 | ソリ遊び | 65 | 15.0 |
| 茶道 | 90 | 20.8 | 相撲 | 10 | 2.3 | 海水浴 | 58 | 13.4 |
| 生け花 | 77 | 17.8 | 柔道 | 41 | 9.5 | 磯遊び | 57 | 13.2 |
| 書道 | 117 | 27.0 | 剣道 | 167 | 38.6 | 川遊び | 141 | 32.6 |
| 絵画 | 155 | 35.8 | 乗馬 | 4 | 0.9 | 釣り | 143 | 33.0 |
| 彫刻 | 64 | 14.8 | テニス | 109 | 25.2 | キャンプファイヤー | 385 | 88.9 |
| 版画 | 74 | 17.1 | その他 | 58 | 13.4 | 野外炊飯・調理 | 386 | 89.1 |
| 講義 | 302 | 69.7 | 不明 | 86 | 19.4 | 自然観察 | 375 | 86.6 |
| ゼミナール | 202 | 46.7 | | | | 天体観察 | 304 | 70.2 |
| その他 | 20 | 4.6 | | | | バードウォッチング | 222 | 51.3 |
| 不明 | 39 | 9.0 | | | | 勤労体験 | 150 | 34.6 |
| | | | | | | スクーバーダイビング | 1 | 0.2 |
| | | | | | | スキューバダイビング | 5 | 1.2 |
| | | | | | | キャンプ | 303 | 70.0 |
| | | | | | | ハングライダー | 1 | 0.2 |
| | | | | | | パラグライダー | 8 | 1.8 |
| | | | | | | その他 | 31 | 7.2 |
| | | | | | | 不明 | 5 | 1.2 |

| | 数(433施設中) | % |
|------------|-----------|------|
| 文化的活動 | 394施設 | 90.1 |
| 体育・スポーツ的活動 | 349施設 | 80.6 |
| 野外活動 | 428施設 | 98.8 |

体育・スポーツ的活動種目も文化的活動種目と同じように、「活動が可能な設備・道具等がある」ということを示しており、活動が多く施設で行われる種目は、バレーボール52.0%、バドミントン53.6%、卓球61.0%となっており、体育館やそれに準ずる建物があると考えられる。また、野球、ソフトボール、ラグビー、サッカーもそれらができるようなグラウンド等、それに準ずるものがあると考えられる。

その他には、空手・小林寺拳法・合気道、リユージュ・ボブスレー、ユニホック、軽スポーツ一般（インディアカ・ペタンク・チェックボール）等、アメリカンフットボール、ドッジボール等が含まれる。

野外活動も上記の2つの活動と同じように「活動が可能な設備・道具がある」ということを示しており、多く実施されている種目をあげてみると、ハイキング76.0%、オリエンテーリング76.9%、

ウォークラリー72.1%、キャンプファイヤー88.9%、野外炊飯・調理89.1%、自然観察86.6%、天体観察70.2%、キャンプ70.0%、があげられる。ついで多い活動はバードウォッチング51.2%、登山46.4%となっている。これらのプログラムはいわゆる定番と呼ばれるようなプログラムと推察される。

その他には、きも試し、イニシアティブゲーム、ネイチャーゲーム、地引網等がある。

勤労体験の種目は、草取り、農作業、奉仕活動、清掃、林業体験等があり、まさに勤労そのものである。

実際に行われた野外活動（433施設中391施設90.3%）は、平成2年度に施設で実施された代表的な野外活動の1例について聞いたもので、活動種目は表3-21の活動設備の野外活動と同じである。（表3-22 実際に行われた野外活動例）

活動プログラムで多く実施された種目は、野外炊飯・調理、自然観察が60%を超えている。ついで多い種目はハイキング、オリエンテーリング、ウォークラリー、登山、キャンプファイヤー、天

| 野外活動種目 | 施設数 | % | 課外活動種目 | 施設数 | % |
|-------------|-----|------|------------|-----|------|
| スキー | 10 | 2.3 | 湖遊び | 24 | 5.5 |
| スケート | 1 | 0.2 | 川遊び | 58 | 13.4 |
| 遠泳 | 2 | 0.5 | 釣り | 29 | 6.7 |
| カッター | 19 | 4.4 | キャンプファイヤー | 164 | 37.9 |
| カヌー | 17 | 3.9 | 野外炊飯・調理 | 283 | 65.4 |
| カヤック | 0 | 0.0 | 自然観察 | 280 | 64.7 |
| ヨット | 2 | 0.5 | 天体観察 | 170 | 39.3 |
| サーフィン | 0 | 0.0 | バードウォッチング | 109 | 25.2 |
| ウインドサーフィン | 1 | 0.2 | 動労体験 | 11 | 2.5 |
| 登山 | 92 | 21.2 | スクーパーダイビング | 1 | 0.2 |
| ハイキング | 129 | 29.8 | スキンドайビング | 1 | 0.2 |
| オリエンテーリング | 121 | 27.9 | キャンプ | 63 | 14.5 |
| ウォークラリー | 112 | 25.9 | ハングライダー | 0 | 0.0 |
| フィールドアスレチック | 42 | 9.7 | パラグライダー | 0 | 0.0 |
| サイクリング | 15 | 3.5 | その他 | 144 | 33.3 |
| ソリ遊び | 4 | 0.9 | 不明 | 42 | 9.7 |
| 湯水浴 | 28 | 6.5 | | | |

体観察、バードウォッチングがあげられる。項目は「表 3-21 活動設備」の野外活動と同じであるが、施設数 (%) でみると、前表よりも少ない数値がでていいる。

これは、年間通して各施設で野外活動は実施されているが今回の調査では代表的な 1 例を対象としたため上述した結果のようになったと思われる。

3-4-2. 食事設備 (表 3-23 主な食事形態)

食事がある施設は、331施設 (76.4%)、無い施設は102施設 (23.6%) であり、施設での主な食事形態をみると表3-23の通りである。

食堂がある施設は331施設あり、利用者の主な食事形態として、給食、自炊と給食をあわせると259施設 (59.6%) となる。これは、普段は給食で野外炊飯・調理というプログラムの中で自炊をしているものと推察できる。また、自炊を主な食事形態としている施設が133施設 (30.7%) ある。その他には、弁当と自炊が12施設 (2.8%)、全部が3施設 (0.7%)、弁当と給食と自炊が12施設 (2.8%)、弁当と給食が4施設 (0.9%) が含まれている。

| 食事形態 | 施設数 | % |
|-------|-----|------|
| 自炊と給食 | 169 | 39.0 |
| 自炊 | 133 | 30.7 |
| 給食 | 90 | 20.8 |
| 弁当 | 6 | 1.4 |
| その他 | 31 | 7.2 |
| 不明 | 4 | 0.9 |

3-4-3. 汚水・汚物処理設備 (公園との関係も含めて) (表 3-24 汚水・汚物処理設備)

汚水・汚物処理設備の有る・無しは表3-24の通りである。ここでいう汚水処理設備とは、施設に設置されている浄化槽のことを、また、汚物処理設備はゴミ焼却場のことをいう。

野外活動施設は、自然の中で自然を利用して展開される活動で、その活動が行われる自然を汚さないということは、活動を行う人のマナーであり、施設は自然を守ることができるよう配慮しなければならない。が、近年、野外活動人口の増加によって汚染が指摘されるようになってきた。例えば、わが国のキャンプ場は、テントの張り場所と水場さえあればキャンプができるという考えからキャンプ場として指定されてきたが、キャンプ人口が増加するにしたがって、塵埃、汚水・汚物の処理に困っているところが少なくない。

| 汚水処理設備 | 施設数 | % | 汚物処理設備 | 施設数 | % |
|--------|-----|------|--------|-----|------|
| 有り | 327 | 75.5 | 有り | 263 | 60.7 |
| 無し | 97 | 22.4 | 無し | 158 | 36.5 |
| 不明 | 9 | 2.1 | 不明 | 12 | 2.8 |

キャンプ場だけでなく施設においても、集団の生活がある一定期間行われるので、当然、汚水・汚物の処理に十分に配慮されなければならない。

炊事場の排水施設、ゴミの焼却場、便所は必須のものであり、最近では浄化排水をするように義務づけられるようになってきている。単に自然の保護ということのみでなく、水源の水質汚染という公害防止とも関連してきている。

3-4-4. 汚水処理設備と公園との関係 (表 3-25 汚水処理設備と公園)

各公園内で汚水処理設備の有無を聞いたものが表3-25である。そして、各公園内の施設における汚水処理設備設置率をみると表3-26になる。(表 3-26 汚水処理設備設置率)

施設が公園内・外に限らず、7割以上の施設が汚水処理設備を備えている。このことから自然環境に汚水処理設備という形で非常に配慮していると推察され、国立公園内にある施設と国定公園内にある施設の設置率を比べると国立公園内にある施設の方が高い設置率を示している。

同様に国定公園内にある施設と公立公園内にあ

| 上段=施設数、下段=(%) | | | | | | |
|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|-------------|----------------|
| 設備\公園 | 国立公園 | 国定公園 | 公立公園 | 公園外 | 不明 | 計 |
| 有り | 38 (11.6) | 43 (13.1) | 67 (20.4) | 147 (45.0) | 32 (9.8) | 327 (100.0) |
| 無し | 4 (4.1) | 12 (12.4) | 21 (21.6) | 56 (57.7) | 4 (4.1) | 97 (100.0) |
| 不明 | — | — | 3 (33.3) | 5 (55.6) | 1 (11.1) | 9 (100.0) |
| 計 | 42 | 55 | 91 | 208 | 37 | 433 |

| 設備\公園 | 国立公園 | 国定公園 | 公立公園 | 公園外 | 不明 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 有り(%) | 90.5 | 78.2 | 73.7 | 70.7 | 86.5 |
| 無し(%) | 9.5 | 21.8 | 23.1 | 26.9 | 10.8 |
| 不明(%) | — | — | 3.2 | 2.4 | 2.7 |
| 計(%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

| | 自由度 | カイ自乗値 | 有意差 |
|-----------|-----|--------|---------|
| 国立公園と国定公園 | 1 | 8.875 | p<.005 |
| 国立公園と公立公園 | 1 | 11.837 | p<0.01 |
| 国立公園と公園外 | 1 | 16.8 | p<.0001 |
| 公園内と公園外 | 2 | 3.099 | N.S. |

| 上段=施設数、下段=(%) | | | | | | |
|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|----------------|
| 設備\公園 | 国立公園 | 国定公園 | 公立公園 | 公園外 | 不明 | 計 |
| 有り | 32 (12.2) | 38 (14.4) | 56 (21.3) | 110 (41.8) | 27 (10.3) | 327 (100.0) |
| 無し | 9 (5.7) | 16 (10.1) | 33 (20.9) | 92 (58.2) | 8 (5.1) | 97 (100.0) |
| 不明 | 1 (8.3) | 1 (8.3) | 2 (16.7) | 5 (50.0) | 2 (16.7) | 9 (100.0) |
| 計 | 42 | 55 | 91 | 208 | 37 | 433 |

| 設備\公園 | 国立公園 | 国定公園 | 公立公園 | 公園外 | 不明 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 有り(%) | 76.2 | 69.1 | 61.5 | 52.9 | 73.0 |
| 無し(%) | 21.4 | 29.1 | 36.3 | 44.2 | 21.6 |
| 不明(%) | 2.4 | 1.8 | 2.2 | 2.9 | 5.4 |
| 計(%) | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

| | 自由度 | カイ自乗値 | 有意差 |
|-----------|-----|--------|---------|
| 国立公園と国定公園 | 2 | 2.967 | N.S. |
| 国立公園と公立公園 | 2 | 9.648 | p<.01 |
| 国立公園と公園外 | 2 | 22.436 | p<.0001 |
| 公園内と公園外 | 2 | 8.165 | p<.05 |

る施設を比べると国定公園内にある施設の方が高い設置率を示している。

さらに、公立公園内にある施設と公園外にある施設を比べると公立公園内にある施設の方が高い設置率を示している。

これらのことから、公園外の施設よりも公園内にある施設の方が、公園内にある施設より国定公園内になる施設の方が、国定公園内にある施設より国立公園内にある施設の方がより自然環境に配慮していると考えられ、国立公園内の施設を基準にし、それぞれの数値をカイ二乗検定でみた結果が表3-27である。(表 3-27汚水処理設備設置率検定結果)

それぞれ7割以上の設置率があるにもかかわらず、国立公園内の施設と国定公園内の施設、国立公園内の施設と公立公園内の施設、国立公園内の施設と公園外は有意差がみられ、汚水処理設備の設置率にも差があることになる。これは、国立公園内の施設での設置率が他の公園内の施設よりも高いことにより差がでたものである。各公園内の施設をすべて加えたものと公園外の施設では有意差がみられなかった。

3-4-5. 汚物処理設備と公園との関係 (表 3-28 汚水処理設備と公園)

汚水処理設備に比べ数値が若干低いが、これは、施設に汚物処理設備がなくても地域の業者が処理に当たるか、もしくは利用者が各自で持ち帰るものと推察される。

汚水・汚物両設備は野外活動施設において、自然を保護するうえでなくてはならないものであり、公園の内・外限らず、環境保護について配慮していると考えられる。

公園内・外の施設の汚物処理設備設置率をみると、表3-29になる。

汚水処理設備と比べると全体的に設置率は低いようであるが5割以上の施設が設置している。これは、公園の中でゴミを燃やすということは様々な問題があることが推察でき、また、それぞれの地域のゴミ処理業者が施設のゴミをまとめて処理することも考えられる。

ここでも汚水処理設備と同様に、公園外の施設よりも公園内にある施設の方が、公園内にある施設より国定公園内になる施設の方が、国定公園内にある施設より国立公園内にある施設の方がより自然環境に配慮していると考えられ、国立公園内の施設を基準にし、それぞれの数値をカイ二乗検定でみた結果が表3-30である。(表 3-30 汚物処理設備設置率検定結果)

国立公園内の施設と国定公園内の施設の設置率の差は無く、その他はそれぞれ有意差がみられた。このことから汚物処理設備の設置率でも差があることが分かる。

汚水・汚物処理設備の設置に関しては環境問題を考えるにあたり、できることならば100%の設置率もしくは、地域の業者が無害の状態ですら自然に還元することが望ましいのではないかと考える。

3-4-6. 緊急連絡のための設備 (表 3-31 緊急連絡のための設備)

野外活動は自然の影響を直接受ける。すなわち、天候の急激な変化によって事故を起こしている例も少なくない。そのために施設では、これらの変化に対処できるように準備することは当然である。

万が一のときの緊急連絡の設備は、電話が一番多く、ついで電話と無線になっている。

電話を主に複数の連絡設備を用いているようである。その他にはファックス、警備会社と消防署への直接連絡を持つ施設、なかには、何も持たない施設等がある。

安全に野外活動が行われるように施設でも様々な対処しているようである。

| 設備 | 施設数 | % |
|------------|-----|------|
| 電話 | 302 | 69.7 |
| 有線電話 | 4 | 0.9 |
| 無線 | 13 | 3.0 |
| 電話と無線 | 70 | 16.2 |
| 電話と有線電話 | 7 | 1.6 |
| 電話と有線電話と無線 | 6 | 1.4 |
| その他 | 30 | 6.9 |
| 不明 | 1 | 0.2 |

3-4-7. 宿泊設備

宿泊設備は本館・ロッジがあり、定員については、3-1-1. 規模別のところで述べた通りである。本館がある施設は367施設、ロッジがある施設は67施設、キャンプ場を持つ施設は267施設ある。また、本館・ロッジ・キャンプ場を持つ施設は33施設あり、本館・ロッジを持つ施設は40施設、本館・キャンプ場を持つ施設は207施設、ロッジ・キャンプ場を持つ施設は58施設ある。

4. 結語

本研究では『全国野外活動施設』の実態を明か

にするために、全国にある野外活動施設を対象としてアンケート調査を行い調査項目によって施設の様々な実態を明かにした。

3-1施設の概況では、設置者や所管、活動プログラムからみた立地条件といった施設のハード的な部分を、3-2施設の管理及び指導体制では、職員の構成・人数・職種というような施設の運営に直接関わる部分を、3-3利用制限等では、施設を利用するうえで関わってくる様々な制限について、3-4施設の設備では、活動設備や汚水・汚物処理設備といった施設が持つ設備について調査し検討してきた。

一口に「野外活動施設」といっても多種多様な施設が全国にあり、キャンプ場だけのベーシックなものから近代的な設備を備えたものまで様々である。しかし、そこで野外活動が実施されていることには変わりがなく、それぞれの施設にあったプログラムが展開されている。

野外活動のプログラムをみると、ハイキング、オリエンテーリング、ウォークラリー、キャンプファイヤー、野外炊飯・調理、自然観察、天体観察、キャンプといった同じプログラムが非常に多く行われていることもみのがせないことである。

これらの活動は利用者にとって野外活動の導入段階では有意義なものとなろう。だが、利用者の経験が増してくるとこれらのプログラムでは物足りなくなっていくことが予想される。そして専門の指導者不足からくる同じことの繰り返しでは発展性が欠けることも事実であり、同じ活動内容をせざる終えないのが現状であろう。

現実的な施設における問題点として活動プログラムの開発がいられている。また、利用期間をみても長期的な野外活動を行えない理由としてもプログラムの貧困さが1つの原因であることも考えられる。そして、社会的な時代背景のもとに先を考えずに施設を建てたとも考えられることから、現在、施設及び野外活動そのものの見直しの時期にきているのではないだろうか。利用者のタイプにあったプログラムの開発、野外活動そのものの向上が必要であると考ええる。

これらの問題を解決する手段として指導者の確保・養成があげられ、この指導者の強化が野外活動そのものを定着させ望ましい方向へ発展させるものといえよう。

戦前・戦後から野外活動の先駆的存在であった青少年教育団体では指導者養成のカリキュラムが組まれ実践されており、教育課程の中で野外活動を実践しやすいように改善し実施していくことが必要と思われる。集団宿泊の行事や自然教室等の中だけでは物足りない気がする。

野外活動は野外教育にも、環境教育にもやり方しだいで成り得る。そのためにも施設を利用し活動を展開して行くことが大切である。最後に今回の調査では施設の実態を明かにすることが目的であったために、調査方法上の限界もあって活動プログラムについては細かく調査できなかった。今後はそれらについて深く研究し、そして、少しでも野外活動プログラムの開発に携わり豊かで実り多い野外活動が行われることに貢献していきたい。

文献、資料調査の参考文献

- ・国立オリンピック記念青少年総合センター、『青少年教育施設における事業調査報告書(その3)ー自然教室プログラム事例ー』、国立オリンピック記念青少年総合センター、昭和62年。
- ・国立オリンピック記念青少年総合センター、『全国青少年教育関係施設ガイドー若者と子供の活動広場ー』、国立オリンピック記念青少年総合セ

ンター、1991.

引用・参考文献

- 1) 伊藤編：スポーツ六法、346?351、道和書院、1991年
- 2) 金田一京助編：新明解 国語辞典、三省堂、昭和53年
- 3) 国立オリンピック記念青少年総合センター：青少年教育施設における事業調査報告書(その1) ?主催事業の概要?、2、国立オリンピック記念青少年総合センター、昭和62年
- 4) 日本野外活動団体協議会編：野外活動マニュアル、18、杏林書院、1988年
- 5) 総理府編：観光白書(平成2年度版)、100、大蔵省印刷局、平成2年
- 6) 山本学治・藤木忠善著：子どものための野外活動施設、鹿島出版会、昭和53年
- 7) 全国少年自然の家連絡協議会編：少年自然の家ーその教育効果を求めてー、第一法規、昭和57年
- 8) 国立オリンピック記念青少年総合センター：前掲書、1
- 9) 日本野外活動団体協議会編：前掲書、20
- 10) 山本学治・藤木忠善著：前掲書、18
- 11) 山本学治・藤木忠善著：上掲書
- 12) 国立オリンピック記念青少年総合センター：前掲書、2

資料1 野外活動施設に関する調査

1. このアンケートには、平成3年7月1日現在の状況（実態）をご記入ください。
2. 回答は、それぞれの質問の内容にしたがって、あてはまる番号に、○をつけてください。また、文章・数字で回答する質問もあります。よろしくお願いいたします。

施設の名称 ()
 所在地 (〒)
 (Tel)
 記入者の職種 1. 所長 2. 専門職員 3. 事務職員 4. その他 ()

Q1. 設置者について。

1. 国 2. 都道府県 3. 政令指定都市 4. 市（区）
5. 町 6. 村 7. 組合 8. 公益法人

Q2. 所管についてお聞きします。

1. 文部省 2. 教育委員会 3. 知事・市（区）町村部局 4. その他

Q3. 施設の立地条件について。

1. 平地型（陸上での活動が主なもの）
2. 山岳型（山での活動が主なもの）
3. 臨海型（水際での活動が主なもの）
4. 1と2が組合わさったもの 5. 1と3が組合わさったもの
6. 2と3が組合わさったもの 7. その他

Q4. 施設と公園の関係について。

施設の中には国立公園・国定公園、都道府県・市町村立の公立公園内に施設が設置されているとは思われませんが、貴施設はどの公園に設置されていますか。

1. 国立公園内 2. 国定公園内 3. 公立公園内 4. その他

Q5. 建物面積について

() m²

Q6. 敷地面積について

() m²

Q7. 宿泊施設について。() 内に収容人員を記入。

1. 本館 () 人（キャンプ場・ロッジ・バンガロー・キャビンを除く）
2. ロッジ・バンガロー・キャビン () 人
3. キャンプ場 () 人

Q8. 施設の形態について。

野外活動施設の建物は宿泊（宿泊室、洗面所など）、生活（食事、浴室など）、活動（集会室、体育館など）、管理の四部門から成り立っていると思われませんが、貴施設はどのようになっていますか。

1. 集合型（宿泊、生活、活動、管理の四部門を一つにまとめたもの）
2. 分散型（宿泊部門をロッジとして分散させ、他の部門から切り離れたもの）
3. 集合分散併用型 { 宿泊部門の一部を他の三部門とともにまとめて本館とし、一部をロッジ（バンガロー・キャビン）として分散したもの }
4. その他 ()

Q9. 運営形態について。

1. 設置者による直接運営
3. 財団法人等による運営を委託

Q10. 職員について。() 内に人数を記入。

1. 専任職員 () 人
2. 兼任職員 () 人
3. 非常勤・パートの職員 () 人

Q11. 利用対象者について。(複数回答可)

1. 幼児
2. 少年 (小・中学生)
3. 青年
4. 成人
5. 高齢者 (65歳以上)

Q12. 利用団体について。(複数可)

1. 団体・グループ
2. 家族
3. 個人

Q13-1. 受け入れ制限について。

1. 有る
2. 無し

Q13-2. Q13-1で有ると答えか方にお聞きします。受け入れ制限の内容について。
(複数回答可)

1. 住所や勤務先所在地による制限
2. 外国人の受け入れ制限
3. 学校のみ受け入れ
4. その他 ()

Q14. アルコールの制限について。

1. 認めている
2. 条件付きで認めている
3. 認めていない

Q15. 開設期間について

1. 通年
2. 期間限定 (月 ? 月)

Q16. 活動プログラムについて。

利用者がこれまでにに行った活動、また、可能な活動について○をつけてください。

(複数回答可)

16-1) 文化的活動

1. 合唱
2. 吹奏楽
3. オーケストラ
4. ロック
5. ジャズ
6. AV
7. パソコン
8. 科学実験
9. 工作
10. 工芸
11. 陶芸
12. 調理
13. 演劇
14. ダンス
15. 舞踊
16. 民俗芸能
17. 茶道
18. 生け花
19. 書道
20. 絵画
21. 彫刻
22. 版画
23. 講義
24. ゼミナール
25. その他

16-2) 体育、スポーツ的活動

1. 陸上
2. バレーボール
3. バスケットボール
4. バドミントン
5. 卓球
6. ハンドボール
7. 野球
8. ソフトボール
9. ゲートボール
10. ラグビー
11. サッカー
12. ゴルフ
13. ローラースケート
14. 水泳
15. アーチェリー
16. 和弓
17. 相撲
18. 柔道
19. 剣道
20. 乗馬
21. テニス
22. その他 ()

16-3) 野外活動

1. スキー
2. スケート
3. 遠泳
4. カッター
5. カヌー
6. カヤック
7. ヨット
8. サーフィン
9. ウィンドサーフィン
10. 登山
11. ハイキング
12. オリエンテーリング
13. ウォークラリー
14. フィールドアスレチック
15. サイクリング
16. そり遊び
17. 海水浴
18. 磯遊び
19. 川遊び

20. 釣り (海、川、湖、池) 21. キャンプファイヤー 22. 野外炊飯・調理 23. 自然観察 24. 天体観察
25. バードウォッチング 26. 勤労体験 () 27. スクーバダイビング
28. スキンダイビング 29. キャンプ 30. ハングライダー 31. パラグライダー
32. その他 ()

Q17. 汚水処理設備について。(浄化槽) 1. 有る 2. 無い

Q18. 汚物処理設備について。(ゴミ焼却場) 1. 有る 2. 無い

Q19. 緊急連絡のための設備について

1. 電話 2. 有線電話 3. 電信 4. 無線 5. その他

Q20. 食堂の有無について。 1. 有る 2. 無し

Q21. 主な食事形態について。

野外活動施設を利用されている方々の主な食事形態は何ですか。

1. 弁当 2. 給食 3. 自炊 4. 自炊と給食 5. その他

Q22-1. 活動プログラムの指導はどのように行われていますか。

1. 施設の指導員・職員が指導に当たる
2. 利用団体の引率者が行う (例: 学校であれば教員が行う)
3. 利用者が各自で行う 4. 1と2で行う 5. 1と3で行う
6. 2と3で行う 7. その他 ()

Q22-2. 利用者の活動プログラム作成への助言・協力の有無について

1. 有る 2. 無し

Q22-3. 利用者の活動への指導の有無について

1. 有る 2. 無し

Q22-4-1. 施設が主催する事業、または、イベントの有無について

1. 有る 2. 無し

Q22-4-2. Q22-4-1で有ると答えた方にお聞きします。施設が主催する事業、イベントの内容について。(複数回答可)

1. 指導者の研修に関するもの
2. 団体活動の助長に関するもの
3. 親子活動に関するもの
4. 冒険や鍛錬に関するもの
5. 自然観察・自然学習に関するもの
6. 文化の伝承に関するもの
7. 芸術文化に関するもの
8. 体育・レクリエーションに関するもの
9. 国際交流・理解に関するもの
10. その他 ()

Q23. 野外活動と環境保全についてのご意見をお願いします。下の空欄にお書きください。

Q24. 平成2年度に貴施設で実施された宿泊を伴う野外活動のうちで代表的な1例についてご記入ください。

| | | |
|---|---------------|-----------------|
| 団体名 | 野外活動の名称 | 期間 |
| | | 月 日? 月 日 泊 日 |
| 参加人数 | | 対象 (学年・年齢) |
| 男 名 | 女 名 | 合計 名 |
| 指導者 | | |
| 1. 施設の指導員・職員 2. 団体の引率者 3. 利用者各自 4. 1と2で実施 5. 1と3で実施 6. 2と3で実施 7. その他 () | | |
| *主な野外活動のプログラム 上記の代表的な野外活動で行われたプログラムについて、番号に○をつけてください。 (複数回答可) | | |
| 1. スキー | 2. スケート | 3. 遠泳 4. カッター |
| 5. カヌー | 6. カヤック | |
| 7. ヨット | 8. サーフィン | 9. ウィンドサーフィン |
| 10. 登山 | 11. ハイキング | |
| 12. オリエンテーリング | 13. ウォークラリー | 14. フィールドアスレチック |
| 15. サイクリング | 16. そり遊び | 17. 海水浴 |
| 18. 磯遊び | 19. 川遊び | |
| 20. 釣り (海、川、湖、池) | 21. キャンプファイヤー | 22. 野外炊飯・調理 |
| 23. 自然観察 | 24. 天体観察 | 25. バードウォッチング |
| 26. 勤労体験 () | | |
| 27. スクーバダイビング | 28. スキンダイビング | 29. キャンプ |
| 30. ハングライダー | | |
| 31. パラグライダー | 32. その他 () | |

○あなたが所属する野外活動施設について問題点があれば下の空欄に箇条書きで記入して下さい。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。